

## 八千代市総合生涯学習プラザ照明 LED 化（ESCO 事業）業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

総合生涯学習プラザは平成18年度に建設され、築15年以上が経過していることから、蛍光灯器具を使用している照明設備については劣化に伴う更新を要する時期であり、また、使用している電球（水銀灯）の一部については製造が中止されているなど、様々な課題を抱えている。

八千代市公共施設等総合管理計画では、「施設管理の重点化・効率化による維持管理・修繕・更新等に係るコストの縮減」の推進、また、八千代市公共施設等個別施設計画においては、本施設の今後の方向性を「管理運営の見直し」としている。本業務では、既設照明器具のうち対象範囲のものについて LED 化を行い、契約期間を10年間とするシェアード・セイビングス（民間資金活用型）方式を活用することにより、初期導入費用を平準化し、財政負担の軽減を図ることを目的とする。さらに、照明利用空間の快適性や安全性等を考慮した LED 照明器具等の効率的な整備と維持管理、省エネルギー推進等によって、脱炭素社会の実現に貢献することを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名称

八千代市総合生涯学習プラザ照明 LED 化（ESCO 事業）業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「八千代市総合生涯学習プラザ照明 LED 化（ESCO 事業）業務委託プロポーザル要求水準書」のとおり

#### (3) 履行期間等

履行期間：契約締結日の翌日から令和15年10月31日まで

ESCO 事業期間：令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

器具更新期間：契約締結日の翌日から令和5年10月31日まで

※更新期限の14日前（令和5年10月18日）までに、LED 化などの設備更新については業務を完了し、更新期限内に市の検査を受け、完了報告書等を提出すること。

#### (4) 提案上限金額

23,045,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

令和5年度	960,000円
令和6年度～9年度	2,305,000円/年
令和10年度～14年度	2,304,000円/年
令和15年度	1,345,000円

### 3 参加資格要件

(1) 当該プロポーザルに参加することができる者は、参加申込時点で八千代市競争入札参加資

格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されている者とし、本業務を遂行する能力を有する単独事業者又はグループ（複数事業者の共同）とする。グループで応募する場合、構成事業者も資格者名簿に登録されている者であることとする。

- (2) グループで応募する場合は、代表事業者を1社選定すること。
- (3) グループでの応募意思表明時、応募者の構成事業者を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (4) 応募者の役割について  
応募者は、次の役割を全て担うこととする。
  - ① 事業役割…本市の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、本事業遂行の責を負うこと。  
また、削減量が達成できない場合には補償措置を講じることができる者であること。
  - ② 設計役割…設計・計画・監理に関する業務を実施すること。
  - ③ 施工役割…施工に関する業務を全て実施すること。
  - ④ その他役割…上記①～③以外の維持管理、金融、ESCO設備の供給、蛍光灯の設置状況の把握などの本事業の遂行に必要な業務を実施すること。
- (5) 第1項の規定に係わらず、以下に該当する者はプロポーザル方式等に参加することができない。
  - ① 資格者名簿に登録されている者にあつては、八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置を受けている者。
  - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
  - ③ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は、当該建設工事の入札日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りした者。
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）。
  - ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）。
  - ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
  - ⑦ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

#### 4 公告から契約締結までのスケジュール

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| (1) 公告           | 令和 4年11月 8日 |
| (2) 現地見学申込書の提出期限 | 令和 4年11月16日 |
| (3) 現地見学会        | 令和 4年11月22日 |
| (4) 質問書の提出期限     | 令和 4年11月24日 |

(5) 質問書の回答期限	令和 4年12月 1日
(6) 参加申込書の提出期限	令和 4年12月 8日
(7) 企画提案書等の提出期限	令和 4年12月21日
(8) プレゼンテーション	令和 5年 1月10日
(9) 審査結果通知	令和 5年 1月下旬
(10) 契約締結	令和 5年 3月下旬

※日程については、本市の都合により変更となる場合がある。

## 5 現地見学会の申込

参加に当たっては、現地見学申込書（様式1）に必要事項を記入の上、令和4年11月14日（月曜日）から同年同月16日（水曜日）午後4時までに事務局宛（八千代市教育委員会生涯学習振興課）に電子メールにて提出すること。受付完了後、令和4年11月17日（木曜日）午後5時までに返信します。なお、返信がない場合には、電話で問い合わせすること。

## 6 実施要領及び要求水準書に対する質問

### (1) 質問方法

質問書（様式2）に質問事項を記入の上、事務局宛（八千代市教育委員会生涯学習振興課）に電子メールにて提出し、電子メール送信後、必ず事務局に電話にて到着を確認すること。なお、郵便、持参、口頭、電話等による質問及び評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加業者数、参加業者名、選定委員等）は受け付けない。

### (2) 質問書受付期間

令和4年11月9日（水曜日）から同年同月24日（木曜日）午後4時まで

### (3) 回答方法

令和4年12月1日（木曜日）までに回答書を市ホームページにて公表するものとするが、口頭、電話等による個別対応は行わない。なお、質問がなかった場合は、その旨を公表する。

### (4) その他

- ① 質問は各者1回限りとする。
- ② 質問に対する再質問は、原則として受け付けない。

## 7 参加申込書の提出

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式3） 1部
- ② 会社概要（様式4-1） 1部
- ③ グループ構成表（様式4-2） 1部

### (2) 提出場所及び提出方法

上記提出書類を、事務局（八千代市教育委員会生涯学習振興課）へ持参すること（郵送不

可)。

(3) 提出期間

令和4年12月7日(水曜日)から同年同月8日(木曜日)午後4時まで

(4) 書類作成上の留意事項

各様式の記載内容及び記載方法等については、本実施要領、要求水準書及び様式に記載されている指示に従うこと。

(5) 参加申込に関する注意事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

① 提出書類に虚偽の記載があった場合

② 実施要領等で示された提出場所、提出方法、提出期限及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

③ 参加資格審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、参加申込書提出期限後、速やかに参加資格審査結果通知書を発送する。なお、参加資格が認められなかった者に対しては、理由等を付した通知書を発送する。

8 企画提案書等の提出

参加資格を認められた事業者は、企画提案書等を提出する。

(1) 提出書類

① 企画提案書(様式5)

② プレゼンテーション出席者一覧(様式6)

③ ESCO事業実績一覧(様式7)

④ 本業務の工程(様式8)(任意様式も可)

⑤ 本業務の実施体制(様式9)

⑥ 本業務に対する総合的な企画提案、設計・施工・維持管理・環境に関する企画提案(様式10)(任意様式も可)

⑦ 提案見積書(様式11)

⑧ 事業収支計画書(様式12)

(2) 提出方法

上記提出書類を、事務局(八千代市教育委員会生涯学習振興課)へ持参すること(郵送不可)。

(3) 提出期間

令和4年12月19日(月曜日)から同年同月21日(水曜日)午後4時まで

(4) 書類作成上の留意事項

① 用紙は、日本工業規格によるA4判を縦長に用い、10.5ポイント以上のフォントを用いる。ただし、A4判によりがたい場合は、A3判の用紙を用いることも可とする。こ

の場合は、見開きしやすいようA4判と同じ大きさに折り込むこと。

- ② 片面カラー印刷とする。
- ③ 正本1部、副本9部を提出すること。なお、正本は全ての書類をまとめて製本すること。副本は企画提案書（様式5）を除きA4縦長ファイルに綴じたもの提出すること。
- ④ 正本のみ、ファイルの表紙、背表紙に事業名、参加者名を記載すること。副本については、プレゼンテーションの際に評価の公平性を保つため、ファイルの表紙、背表紙、企画提案書の内容を含め、応募者等が特定できる情報は記載しないこと。
- ⑤ 評価の公平性を保つため、参加者を識別出来る情報（社名・ロゴ・製品名等）を含んではならない。
- ⑥ 提案見積書（様式11）には、本実施要領で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用（消費税及び地方消費税の額を含む）を、本業務の委託金額の上限額を超えない範囲で内訳ごとに内容・数量と合わせて記載するとともに、事業収支計画書（様式12）を添付すること。
- ⑦ 各様式の記載内容及び記載方法等については、様式に記載されている指示に従うこと。

#### (5) 提出書類に関する注意事項

- ① 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- ② 提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者の責任に因るものではなく、かつ、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。
- ③ 企画提案書等を受理した後の変更は原則として認めない。
- ④ 次のいずれかに該当した者は、提案を無効とする。
  - ア 企画提案書等に虚偽の記載をした場合
  - イ 提案上限金額を超えた見積書を提出した場合
  - ウ 実施要領等で示された、提出場所、提出方法、提出期限及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 選定の結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

#### (6) 参加者多数の場合の選定

参加者が多数あり、候補者の選定に著しい支障が生じると認められる場合は、企画提案書等について事前に評価を行い、当該業務の内容に適すると認める参加者を適当数選定する。

## 9 プレゼンテーション

### (1) 実施日及び場所

- ① 実施日：令和5年1月10日（火曜日）  
予備日：令和5年1月11日（水曜日）
- ② 場 所：八千代市教育委員会  
※開催場所及び時間等の詳細については、後日、参加者ごとに別途連絡する。参加者多数の場合は、予備日に実施する可能性もある。

(2) 提案時間

50分（提案書説明20分以内，質疑応答20分程度，準備・片付け10分以内とする。）

(3) 出席者

3名以内とする。なお，今後本市との連絡・調整に際し，渉外担当となる者は参加のこと。また，代理者の出席は認めない。

(4) プレゼンテーションに関する注意事項

- ① 企画提案書等に誤字脱字等がある場合には，審査時に説明すること。
- ② プレゼンテーションは，提出した企画提案書等を基に項目順に説明すること。補足資料がある場合は必要最小限とし，当日プレゼンテーション開始時に選定委員及び事務局に配布すること。
- ③ パソコン及びプロジェクターを使用する場合は，参加者にて用意すること。スクリーンは市で貸与する。
- ④ 機器を持ち込む場合には，準備及び片付け時間に留意し，機器のセッティングと撤収を行うこと。
- ⑤ プレゼンテーションは，参加者を識別出来得る情報（社名・ロゴ・製品名等）を含んではならない。
- ⑥ 次のいずれかに該当した場合は，失格とする。
  - ア プレゼンテーションに理由なく遅刻，欠席した場合
  - イ 選定の公平性を害する行為があったと市が認める場合
  - ウ その他，選定委員会又は市が不適格と認めた場合

(5) その他

- ① プレゼンテーション及び質疑応答は，非公開とする。
- ② プレゼンテーションの内容は録音する。

## 10 選定

- (1) 八千代市総合生涯学習プラザ照明LED化（ESCO事業）業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において，別表「八千代市総合生涯学習プラザ照明LED化（ESCO事業）業務委託評価基準」により総合的に判断し，参加者の中で最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として受託候補者と決定する。ただし同点だった場合は，選定委員会で協議し決定する。また，次に優れた提案を行った者を次点候補者とし，最優秀提案者が辞退等の場合は，受託候補者と決定する。
- (2) 企画提案書等を提出した者が1者の場合でも実施するが，受託候補者として適当でないと認められる場合は，受託候補者としなないことがある。
- (3) 評価の合計点が満点の6割に満たない場合は，受託候補者としなない。

## 11 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、企画提案書等を提出した参加者全てに、文書で通知する。
- (2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (3) 審査結果は、市ホームページで公表する。

## 1 2 参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式13）を提出すること。

## 1 3 詳細協議

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務の仕様を確定させることとする。

## 1 4 契約締結

詳細協議が合意に至った場合は、契約を締結する。なお、合意に至らなかった場合は、次点候補者と契約に向けて詳細協議を進める。

## 1 5 契約保証金

契約を締結したときは、直ちに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、八千代市財務規則第146条第3項の規定に該当する場合は免除する。

## 1 6 その他留意事項等

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 参加申込及び企画提案に係る書類作成並びに提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出された参加申込及び企画提案に係る書類は返還しない。
- (4) 一度提出された参加申込及び企画提案に係る書類の変更・差し替え・追加は認めない。
- (5) 提出された企画提案に係る書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、参加者が受託者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。

## 1 7 事務局

窓 口：八千代市教育委員会 生涯学習振興課（担当者：向山，齋藤）

住 所：〒276-0045 八千代市大和田138番地2

電 話：047-481-0309（直通）

電子メール：syougaku1@city.yachiyo.chiba.jp

ホームページ：https://www.city.yachiyo.chiba.jp/604000/page100035.html